

京都市交通局管理規程第5号

京都市交通局管理規程7-0（京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程）の一部を次のように改正する。

平成19年10月15日

京都市交通局公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第44条第2項に次のただし書を加える。

ただし、自動券売機での定期券購入時は除く。

附 則

この改正規程は、公布の日から施行する。

(交通局企画総務部企画課)